

## 広域計画関係法令等

### ○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（組合の種類及び設置）

第二百八十四条（略）

2（略）

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

（広域計画）

第二百九十一条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

2（略）

3（略）

4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

5（略）

6（略）

### ○秋田県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市町村－1990）

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町村において行う。

- （1）被保険者の資格の管理に関する事務
- （2）医療給付に関する事務
- （3）保険料の賦課に関する事務
- （4）保健事業に関する事務
- （5）その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- （1）後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- （2）広域計画の期間及び改定に関すること。